

5 用語の定義

本指針では、各用語を下記のとおり定義します。(50音順)

1	新しい公共	市民参加と協働により生み出された公共をいう。
2	行 政	倉敷市役所をいう。
3	協 働	市民，自治会・ボランティア団体・NPO法人などの市民公益活動団体及び事業者等と行政が，お互いに共通する目的の実現や地域課題の解決のために，各々の資源や特性を活かして，役割と責任を分担しながら，ともに協力しあっていくこと。
4	公 益	公共の利益。
5	志 縁 組 織	社会的課題の解決や改善といったテーマ性や専門性の高いボランティア団体・NPO・NPO法人などの市民公益活動団体をいう。地縁組織と区別するが，両者には重複した活動や組織体制が少なからず見られるように，地域にとっては重要な相互協力対象といえる。
6	事 業 者 等	営利を主たる目的として事業を行う個人営，法人営の私企業をいう。
7	資 源	人材・物資・資金・場所・機会・知恵・技術・情報・制度・権限・ネットワークほかのまちづくりを推進するために必要かつ有益な資源をいう。
8	市 民 公 益 活 動	市民，市民公益活動団体，事業者等が自主的に公益に貢献する活動で，地域課題の解決や改善に向け，営利を目的としない活動をいう。但し，宗教の教義及び政治，政党に関する活動や公職に関わる選挙候補者に関する活動及び反社会的活動を除く。
9	市 民 公 益 活 動 団 体	地縁組織，志縁組織，地域産業組織，法人組織など公益性の高い活動を行う団体をいう。(16頁の図9及び17頁の表3参照)
10	市 民 参 加	市政に関する企画立案から実施，評価について意見を述べ，行動に加わるなど，市民が様々な形で主体的に参加すること。例えば，アンケート調査回答，パブリックコメントへの意見応募，ワークショップによる当事者間の合意形成やフォーラムによる公開された議論，審議会への公募委員の登用などがある。

11	地域産業組織	商工会議所，商工会，商店街振興組合，農業協同組合，漁業協同組合など。
12	地縁組織	自治会・町内会・コミュニティ協議会・老人会・婦人会・青年団・子ども会などのような地縁共同体，並びに消防団や愛育委員会・栄養改善委員会・交通安全母の会などのような解決課題別に組織（支部組織含む）されていても地縁性や支部性の高い地縁機能体の両者を総称している。
13	法人組織	財団法人，社団法人，社会福祉法人，学校法人など。
14	N P O	<p>広義のN P Oは，行政部門，企業部門以外の地縁組織ほか全ての非営利団体を指す。狭義のN P Oは，ボランティア団体，市民活動団体，N P O法人（特定非営利活動法人）などをいう。本指針では，主に狭義の意味で用いる。</p> <p>尚，国際性の高いN P Oを非政府という観点から特にN G Oというが，ここではN P Oに含む。またN P Oなどの活動に欠かせないボランティアとは，各種活動に参加する個人の単位を指す用語であり，その区別のために特に記す。</p>